

委員より、最初の方の質問の五十一年に秋川と日野ということに資料がありましたら、二十六市で五十一年というのは、最近のことはわかりませんが、大体全体の形勢がわかれば伺いたい。また、ついでに条例を決めたのは何年くらいに集中していたのか。看板等については、市の方で掌握している数字ですが、これから徴収をしなければいけない。これは大変な作業になつていくと思いますが、これらについて漸時建設の職員で点検を行なうか、と思うが、これ以降電柱に張つたものは、違法な看板ということになつていくと思うが、この辺の監視とか徴収体制はどうなつてゐるのか。特に電柱等の看板について、この体制について伺いたい。

理事者より、広告物ですが、道路の商店等に広告物があります。それらについては、徴収をしないという考え方があります。電柱の巻付広告とか、ついでありますものだけを徴収していこうという考えであります。これは届け出を私どももさせて、道路占用許可をしておりますので、数量も先ほど申し上げましたような形でつかんでいきます。それをやっている広告会社に、四月に令書を発送して徴収していくという方法を取つていく、個々の商店等の問題については調査等に人もかかるので、東京都でも実際に始めたか、なかなか徴収しきれないということです。一応今度の条例上は載せてございせん。また、今後そういう問題

題が出ますれば検討していきたいと思ひます。他市の状況ですが、たまたま東京都が五十五年四月一日に条例改正というのは料金改正でございます。五十五年四月一日に実施しております。実施している都市においてもほとんどが東京都の例になつて五十五年四月一日に改正されているということで、今回本条例制定の金額が一番新しいものでござい

ます。委員より、占用料の徴収が遅れてきたことはやつても赤字ということもあつたと思うが、三年前のときには、差し引きしてどのくらいになつたのか参考上伺いたい。消火栓の標識広告であるが、広告料は取らないと思うが、どのような標識であるのか。

理事者より、先ほど申し上げましたように商店等の広告を全部調査して一件一件かけていくとなると相当の人件費もかかってくる。現在ここに出したものは、私どもに届け出をしなければできないものです。そういうものを徴収をしていこうという考えで現在の土木課の職員がそれに当たるわけです。そういうことで、この列表の金額を定めましたので、この令書の発送、その他滞納したときにはその徴収等に人がかかると思いますが、現在の人員はふやさずに処理をしていくということです。消

火栓の標識広告ですが、消火栓の標識がありますか、その下についている何々商店
という看板について徴収するもので、消火栓の標識の看板そのものは徴収はしま
せん。

以上でいろいろと説明が終わりました。

お諮りいたしましたところ、議案第百十五号については、原案のとおり可決すべ
きものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いい
し上げまして、審査報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十五号については、委員会報告とおり
可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十五号は、

委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十三議案第百十六号昭和五十六年度福生市一
般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託しておりますの
で、委員長から報告を願います。まず、総務委員長石川慶一郎君。

(総務委員長 石川慶一郎君 登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございまして、議案第百十六号のう
ち、当委員会に付託された部分について御報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

本補正予算の審査に当たっては、歳入関係と歳出に分けて審査をいたし
たわけですが、まず歳入関係では、退職手当の繰入金に関連し、対象入

議百五
議百十三
議百十四
議百十五
議百十六
陳八
議百二十四
第四定
議百四

数と平均額はどのくらいか。都の公害防止条例事務費委託金について、あるいは地方債の未償還額はどのくらいか。市営住宅の明け渡し請求と、付加使用料についての質疑があり、それに対して、理事者側より、退職金の関係では五人分で平均四百六十万円程度となる。公害防止条例の事務費としては、都に請求した結果、決定されたもので、この中には人件費等が含まれている。これは前年度の実績で計算していたが、本年度の積算として二百三十二万三千円が今回増額となった。地方債の未償還金は、五十五年度決算においては四十四億百二十一万六千円となっているが、本年度において事業の変更等がなければ、一般会計において四十六億七千七百六十九万一千円と。また下水道会計において六十七億七千六百三十三万一千円となっており、合計すると百四億五千四百二万二千円となる。明け渡し請求は、十一月に十四件出したが、標準世帯では、給与者が一人の場合年収は五百四万円を超えた場合に請求をしている。付加使用料は、百七十一戸中木造で五十三戸そしてまた鉄筋で六戸となっている。

二のような答弁があり、続いて歳出につきまして、都議会議員選挙費の減額理由は、あるいは市営住宅の修繕について聞きたいとか。また学校設備費で約一億円

もの減額がなされているが、その内容は一体何かと。入札の方法についてどう考えているか等の質疑が理事者側にありまして、理事者側より都議会選挙費においては、職員員の超過勤務手当分が委託金の対象となっており、財源の振替をした関係で、九十五万九千円の減とした。直接請求の事務費は、職員の超過勤務手当がそのほかにも十五万一千円ほどあり、当初予算に計上しているものである。学校施設関係で大きく減額となったが、全体的に前年度に比較し、私どもが見積もった建築単価がそれほど上からなかったが、その点、私どもの見積もりが甘かったということは大変申しわけないと思つている。たとえてみれば、五十五年度に比較して、一四％程度と見ていたが、施行時点において常務関係で五％程度であり、あるいは材料費等では平均二％にとまったということ。この建築に当たっては、文部省や防衛施設庁とも協議して積算したが、今後このようなことのないように十分注意し取り組んでいきたい。また五十七年度予算の編成に当たっても、本年度の実績を十分調査をし、防衛側とも協議してやつていきたい。もっと早い時期に補正できないかということだが、補助金の交付決定が九月から十月にかけて来るので、この時期に補正をせざるを得ないわけである。今後もっと早く交付決定がされるように国にお願いをしたい。

また、入札の方法についてでありますけれども、現在社会的にも問題となつてゐるが、この改善策としてはなかなかむずかしい問題であると。業者の入札に対する考え方もあるかと思つけれども、私もそういうことのないうちに業者に指導する以外にないと思つてゐる。国や都の単価表が業者に渡つてゐることは、私もにはわからない。市の設計業者は指名参加願ひの中から選定し、防衛施設庁に報告をしてゐる。

このような質疑応答があり、続いて議案第百十六号中、当委員会の所管分についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定をいたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告書どおりに御決定くださいますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、審査報告書とさせていただきます。

○議長（末次性男君）次に建設委員長高水惣八君。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君）御指名をいただきましたので、議案第百十六号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第四号）歳入歳出予算のうち建設委

員会所管分について御報告申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について、その大略を報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照。

関係部長より説明がありました主なものを申し上げます。

二十五ページ労働費の失業対策総務費は、百十九万円の減額で、これは臨時職員一名が失業対策の工事等に関してやっていただいたが、その方が退職しました。これに基づく百二十八万四千円の減額が出ております。それに失対の就労者等の期末特別手当ですが、九万四千円の増加です。内容は冬が二十七万円の増加で、これも一名退職してありますし、冬が二二で出ますが減額となります。これが十七万六千円の減額で差し引き九万四千円の増加でございます。

土木費の交通安全施設費ですが、これは財源の振り分けでございます。いままで一般財源で組んでおりましたのが、都補助が決まりましたので九十九万円を国、都支出金に入れて一般財源を九十九万円減額しようというものでございます。

二十六ページ都市計画費の都市計画総務費で一萬七千円の増加は、道路整備促進期成同盟会都協議会負担金分であります。

これは都の協議会が新しくできたことにより負担金が必要となったもので、これは五十六年七月二十七日設立し、三十二市町村が加盟しております。事業の内容は道路関係等の国に対する補助金獲得のための協議会でございます。

次に、公園整備費では、財源の振り分けで国、都支出金が九十一万一千円ふえまして、一般財源を減らして、このふえをございます。緑地計画費は一千三百二十七万二千円の減額です。このうち仮称玉川上水緑地新設工事に要する経費の三千三百八十万九千円の減額は、工事費として三千八十万円の減額、用地買収費として百七十七万九千円の減額、これに伴う設計費の減額で、これは工事内容の変更でございます。先ほど課長から現場で説明しました、建設省の指示によりまして、許可条件としてフェンス、照明器具等の設置がでなくなりまして、それから、サイクリング道路のカラー舗装等の工事の取りやめということ、その分が減額となりました。加美緑地新設工事に要する経費は、用地買収費で二千五百五十万六千円の増加であります。この増加分は、買収の面積が五百十六平方メートルから八百三十八平方メートル

となりました。また一部単価の変更もございまして、増額となりました。

質疑に入りまして、委員より失対の対象者数は何名か。

係長より、昨年までは七名おりました。本年国の特別措置によりまして、一名が九月一杯をもって退職しております。現在男四名、女二名の六名でございます。

二六ページ道路整備促進期成同盟会と協議会負担金であるが、これは国への道路整備等の予算の獲得のものであるということですが、同趣旨の二の手の協議会等はいままでなかったのか、この新設理由を伺いたい。それから、工事請負費で先ほど説明を現地で受けまして、フェンスとカラー舗装については、建設省からの指導に従いましてやめたというが、その内容を伺いたい。

理事者より、都市計画総務費の補正をお願いしているが、道路整備促進期成同盟会都協議会の負担金関係は、同趣旨のものはいままでなかった。全国的な組織として他府県ではこのような協議会の連盟がありまして、こういう時期に国へ働きかけ等をやっておりますが、東京都は国の機関に近いという関係もあつて、この種のものかほかの関係もなかった。たとえば、河川についてもなくて、つい数年前にできたという状況があります。したがって、道路についても、ここをどうに

か入らなければと、これは東京都の指導もありまして、今年度に設立したという二とでござります。それから、二点目の緑地整備費の関係ですが、ネットフェンスは、高さが一メートル、長さ四百五十メートル、それから夜間暗くなって危険ですから河川地域内には、照明や電気の関係もつくれないので、この場所の高台がありますので、ここで牛浜の福生球場のような投光機でも一カ所から照らす照明を考えていました。それもたぬという事になりました。それからサイクリング道路のカラー舗装約五百メートル、面積二千八百八十一平方メートルでござりますが、建設省の許可をいただくに当たつての指導から始めたということになりまして、減額となったわけです。

以上で説明は終わりました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく本案中建設委員会所管分については原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく御審議の上、本委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(末次性男君) 次に、厚生委員長指田保雄君。

(厚生委員長指田保雄君 登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でござりますので、ただいま議題となっております。

まず議案第百十六号について、当委員会付託分について審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます。質疑の内容を申し上げます。担当者の説明の後、各委員より次のような質疑がなされました。

光熱水費の補正が他の委員会所管分より目立つが、その理由は何か。電波障害によって市民が迷惑を受けているか、対策工事はいつ始めいつ終わるのか。その後の維持管理等については、どうなっているのか。第四分団関係の補正でホース運搬用リフトがあるが、他分団との関係はどうなるのか。また用地問題は、解決したのか等々であります。

これらに対して、次のような答弁がありました。

光熱水費の件であります。これは保育園、福祉会館の水道料金が値上げにより一・五倍になったこと。保育園に給食用の熱風消毒保管庫を設置したが、これの電気代が予想より高かったこと。暖房用の灯油が当初一千三百九十円の予定であったものが一千七百円になったため補正をお願いした。計算が甘かったこと。もう一つかと思ひます。電波障害については、市民からの苦情がふえております。早

急に工事を始めたいと考えており、年度内には工事を終わらせたいと思います。その後の維持管理については、組合をつくつていただき、月百円程度の管理費の負担になるかと思われます。また、新たに來られた人については、工事について若干の費用の負担をしていただくようになると思います。第四分団のホース用リフトでありますか、一分団及び三分団は敷地が広いので敷地内でホース等洗ったり、掃除をしたりということはありませんが、第四分団については、このような余地もなく、いろいろな点で支障もあり、屋上でこれらの作業をするために補正をお願いいたしました。第二分団、第五分団については、できるだけ地上でこういった作業ができるだけの敷地確保に努めますが、こればできない場合には、リフト等について考えていきたいと思ひます。第四分団の用地問題に対してでございますが、分団担当地域内での用地確保というのは、むしろ問題であります。用地が狭いために分団活動に支障を來している現実については、承知してしておりますが、できるだけスペースを提供していただくということで、学校側と協議してお互いに支障のないように進めていきたいということも御理解をいただきたい等々でありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決を賜りますようお願い申し上げます。して審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で各委員長の審査報告は終わりました。これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第百十六号については、各委員会報告どおり決すること御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第百十六号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十四議案百十七号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君 登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名をいただきましたので、議案第百十七号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)について御報告申し上げます。

本案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりでございますが、報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

部長より説明がありました。その主なものを申し上げます。

理事者より、総則では九百五十万円の補正でございます。歳入歳出それぞれ五億七千七百五十九万円といはしむるものでございます。

次に、歳入ですが九百五十万円補正いたしました。財源は都からの受託水道事業収入でございます。

次に歳出ですが、建設改良費で九百五十万円の補正でございます。内容は第八水源の井戸の電気関係の改良工事三百八十万円と市道六号線配水管の管種替増径工事費五百二十五万円でございます。

委員より第八水源の改良工事の内容を伺いたい。また井戸は、何本どのくらい揚水しているのか。

所長より、第八水源については、本年の夏に東電から委託を受けました。東電関東電気保安協会というところで一般供給を受けている電気設備について市内全域にわたりまして絶縁調査をした。各家庭で調査員が伺ったと思いますが、その中で絶縁不良という形で故障が見つかり、さらに私どもの方で細かく調査したところ、起動盤関係では異常はないとケーブルがモーターに絶縁不良が生じたということ、井戸については百メートル近く地下にポンプが入っておりますので、引き上げてみると絶縁不良がモーターケーブルからかわからない。また、ポンプについてもモーターについても設置してから期間が経過しておりますので、せっかく調べるわけですから、すり減っている部分があれば当然オーバーホールして修理しなければならぬので、三百八十万円については最悪の事態を想定して予算措置をしたものでございます。引き上げた結果、ケーブルの絶縁が悪くてポンプ

の方がたがきていないとなると工事費は減ってくるわけです。次に井戸の運転状況は、現在十二本の井戸を使っております。全部の井戸をフル運転二十四時間しますと、約一万六千トンの揚水量があります。配水量も最近漏水調査ということで修理した結果、最近の平均では一万六千トン程度でございまして、いまのフル運転すれば大体間に合う程度の水は確保できる状況です。ただ地下水は、くむことから地盤沈下の公害問題が以前から問題となっておりますので、地下水の揚水は規制の問題がありますし、またこれについては、降雨に恵まれ水源の貯水状況もほとんどの貯水池が満水となり、地下水を減らして都からの分水を購入ということも、十月一日から本年いっぱい、予定で九月二十三日の実績の二〇％を削減しようということがありまして、十月からの揚水量は、一日平均約七千トンくらいに抑えて揚水をしている状況です。

以上のような説明があり、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のように原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（末次性男君）以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十七号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって議案第百十七号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君）日程第十五議案第百十八号昭和五十五年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

○五番（東蒲春浪君）この際、動議を提出いたします。

本案については、すでに特別委員会において、十分審議が尽くされておりますので、委員長の報告及び質疑を省略せんことを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東蒲春浪君から、本案は委員長の報告及び質疑を省略された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第二十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番松山清君。

(十二番松山清君登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第百十八号昭和五十五年度福生市一般会計決算認定について反対討論をいたします。

五十五年度も五十四年度に引き続き東京都の補助金等の減額が行われてまいりました。国や都に対して財源を要求していくことは当然のことであり、実効ある運

動を行い、言葉だけのものに終わらせてはなりません。特にいま、財政再建の名のもとに市町村や住民に負担を転嫁する国や都の方針には断固として立ち向っていかなければなりません。そのような努力が十分出されてきたとは考えられません。

五十五年度一般会計では、減額分には一般財源を充当として行政水準を落さないようにしたことがありますが、この結果は、単に減額分の財源充当に過ぎないために、五十四年度に引き続き五十五年度も民生費などにおいては、新規のものは全く見当たらなばかりか、ほとんどのものが据え置かれており、物価上昇分を考慮すれば、二年続きのレベルダウンであります。市民にとっては、まことに厳しい処置をしてきたものであります。建設事業関連においては、一定の前進はあるものの、市民生活に密着した福祉関連部門においては、遅れを改善することなく執行されてまいりました。当会計決算認定について、反対をいたします。

以上簡単ではありますが、私の反対討論といたします。

○議長(末次性男君) 次に賛成者六番村尾栄次君。

(六番村尾栄次君登壇)

○六番(村尾栄次君) 昭和五十五年度福生市一般会計決算について賛成の立場